

## 4 不妊去勢手術等の繁殖制限をしましょう

毎年、多くの子猫が保健所に持ち込まれています。

このような猫を増やさないために、飼い主の責任で、

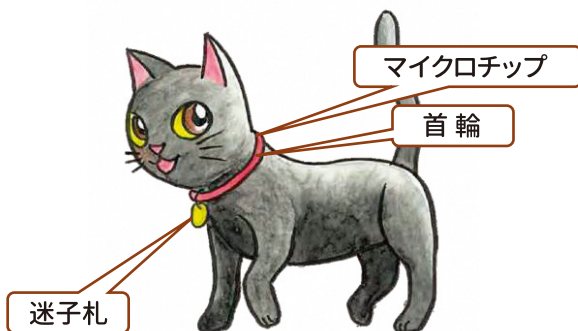
不妊去勢手術による繁殖制限を実施しましょう。

猫がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術等の措置を必ず行わなければなりません。

不妊去勢手術をすることで病気の予防やストレスの軽減、スプレー行動(オスの場合)の予防になります。

## 5 飼い主を明示してください

猫に首輪、名札等をつけ、飼い主を明らかにしてください。飼い猫が帰って来なくなったときや災害時に発見が容易になります。



### マイクロチップの装着について

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、ペットショップやブリーダーなどの犬猫販売業者から販売される犬猫には、マイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名を登録する必要があります。

また、他者から犬や猫を譲り受けた時には、できる限りマイクロチップを装着し、忘れずに登録をしましょう。

登録は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ



### ● 飼い猫がいなくなったときは・・・

飼い猫が逃げてしまったときは、すぐに保健所と警察署へ届けてください。

### ● 飼えなくなったときは・・・

まず、適正に飼養できる新しい飼い主を探してください。どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、最寄りの保健所へご相談ください。

### 動物の愛護及び管理に関する相談窓口

保健所名及び電話番号	担当区域
岐阜保健所 058-380-3003	羽島市、各務原市、岐南町、笠松町
本巣・山県センター 058-213-7268	山県市、瑞穂市、本巣市、北方町
西濃保健所 0584-73-1111(代)	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐センター 0585-23-1111(代)	揖斐川町、大野町、池田町
関保健所 0575-33-4011(代)	関市、美濃市
郡上センター 0575-67-1111(代)	郡上市
可茂保健所 0574-25-3111(代)	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃保健所 0572-23-1111(代)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所 0573-26-1111(代)	中津川市、恵那市
飛騨保健所 0577-33-1111(代)	高山市、飛騨市、白川村
下呂センター 0576-52-3111(代)	下呂市
岐阜市保健所 058-252-7195	岐阜市
岐阜県動物愛護センター 0575-34-0050	



# 猫の飼い主の方へ



飼い主になるということは  
全てに責任を持つことです!

### 命を預かる責任

- 快適で安全な環境を提供する責任
- 命を終えるまで飼い続ける責任
- 老いに向き合う責任

### 社会に対する責任

- ルールやマナーを守る責任
- 人に危害を及ぼさない責任
- 周辺地域を汚したり迷惑をかけない責任
- 自然環境に影響を及ぼさない責任

### 岐阜県動物愛護推進協議会

岐阜県動物愛護推進協議会とは・・・  
岐阜県、岐阜県動物愛護センター、岐阜市、  
(公社)岐阜県獣医師会、岐阜大学応用生物科学部、  
(一社)岐阜県動物愛護ネットワーク会議で構成されます。



## 猫を飼う際には、 次のことを守ってください

### 1 飼い主の心得

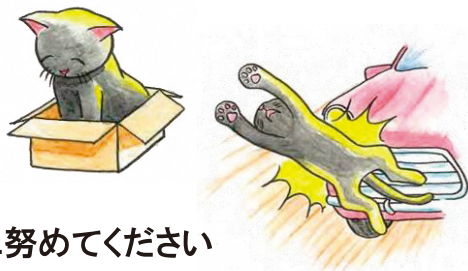
「ふん尿」「鳴き声」「庭やゴミを荒らす」といった、猫による苦情は多発し問題となっています。

周りに被害や迷惑を及ぼさないよう、猫の本能・習性や生理をよく理解し、責任をもって終生飼ってください。

### 2 猫を捨てないでください

「誰かが拾ってくれるだろう」というような安易な気持ちで猫を捨てないでください。

捨てられた猫は飢えや寒さ、感染症、交通事故で死をむかえたり、のら猫になって地域の皆さんに迷惑をかけることがあります。



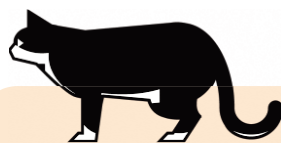
### 3 屋内飼いに努めてください

猫に適した快適な環境を整え、飼い主がコミュニケーションをとることで屋内でも幸せに暮らせます。

感染症や交通事故の防止、ふん尿等による環境被害を防ぐために、屋内飼いに努めてください。

#### ◆快適な環境◆

- ・キャットタワー等、立体的な運動のできる場所
- ・快適で安心できる隠れ場所
- ・安全な所から外が見える場所
- ・爪とぎ
- ・トイレ(猫の数+1個が理想)
- ・おもちゃ



## 多頭飼養の届出はお済みですか？

犬と猫を10頭以上飼っている方へ

令和3年7月1日から、飼養施設の所在地において飼養する犬及び猫(いずれも生後90日以下のものを除く。以下「飼養犬猫」という)の合計数が10頭以上となったときから30日以内に保健所へ届出が必要です。

### 届出事項

1. 氏名及び住所
  2. 飼養施設の所在地
  3. 飼養犬猫の数、性別及び不妊手術又は去勢手術の実施数
  4. 飼養施設の構造
  5. 飼養の方法(※)
- (※)雌雄の分離、廃棄物等の処理方法

### 届出が不要な場合

1. 第一種動物取扱業の登録に係る飼養
2. 第二種動物取扱業の届出に係る飼養
3. 教育、試験研究、生物学的製剤の製造のための飼養
4. 他法令に基づく公務員による飼養
5. 動物診療施設における飼養

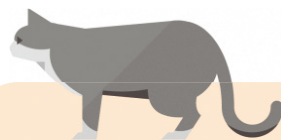
岐阜県 多頭飼養届

検索

### 届出方法

届出先 担当区域の保健所(裏面)

届出用紙 最寄りの保健所で入手 又は、HPからダウンロードしてください。



## 飼い主のいない猫に餌を与えると…

飼い主のいない猫に餌を与えると、その地域に猫が住みつき増加する原因となります。それによって、ところかまわず「ふん尿」をしたり、ごみ置き場を散らかしたり、地域の皆さんにいろいろな迷惑をかけます。無責任に餌を与えないようにしてください。それでも、飼い主のいない猫に餌を与えたい場合は、地域の合意を得たうえで、地域猫活動を行うようにしましょう。

### 地域猫活動という方法もあります！

近隣住民が協力して地域の猫問題に取り組む、地域猫活動という方法があります。岐阜県では、地域猫活動を行う自治会に対して不妊去勢手術を無料で実施するなどの支援を行っています。

お問い合わせは、担当区域の保健所(裏面)まで

岐阜県 地域猫活動

検索

